

訴 状

平成31年4月25日

前橋地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 井 坂 和 広

〒 一 群馬県
原 告

〒 一 群馬県
上記法定代理人親権者父
上記法定代理人親権者母

〒370-0073 群馬県高崎市緑町4-5-14 アイオンズビル2階
弁護士法人井坂法律事務所（送達場所）
電 話 027-370-5282
F A X 027-370-5292

原告訴訟代理人弁護士 井 坂 和 広

〒 一 群馬県
被 告 市
上記代表者 市長

〒 一 群馬県
被 告

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金 2 2 0 万円

貼用印紙額 金 1 万 6 0 0 0 円

第 1 請求の趣旨

- 1 被告らは、原告らに対し、連帯して、金 2 2 0 万円及びこれに対する平成 3 0 年 8 月 3 1 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする
- 3 仮執行宣言

第 2 請求の原因

1 当事者

(1) 原告 〇〇〇 は、平成 〇〇 年 〇 月 〇 日に出生し、平成 3 0 年 8 月当時、〇〇〇 小学校の 2 年 1 組に在籍する児童である。

原告 〇〇〇 及び原告 〇〇〇 は、原告 〇〇〇 の両親である。

(2) 被告 〇〇 市は、〇〇〇 小学校の設置者である。

被告 〇〇 〇 は、平成 3 0 年当時、〇〇〇 小学校の教諭であった。

2 本件暴行事件の概要

(1) 平成 3 0 年 8 月 2 7 日から同月 3 1 日までの何れかの日、原告

(以下、「原告 〇〇〇」という。) は、清掃時間中に校長室前の廊下で掃除をしていた際、被告 〇〇〇 (以下、「被告 〇〇〇」という。) のお腹付近を、ほうきの先でちょんちょんとつつく悪ふざけをしたことに対して、被告 〇〇〇 が掃除に専念するよう注意したところ、原告 〇〇〇 が再び同じ悪戯をしたことに対して被告 〇〇〇 は本気で怒って、原告 〇〇〇 の頬を手のひらでビンタをした。

原告 〇〇〇 によれば、その際に激高した被告 〇〇〇 がどのような言葉を吐いた

かは記憶にはないが、「パーン」と音がするほど強いビンタを受け、相当な痛みを伴ったとのことである（以下、被告 が原告 に対して行った当該ビンタ行為を「本件体罰」という。）。

(2) 原告 は、同年9月6日まで両親を初め誰にも本件体罰を受けた事実を話すことなく約1週間を過ごしたが、同日の就寝前にやっと母親である原告 (以下、「原告 」という。)に打ち明けた。その切っ掛けは、原告 が原告 に「俺は、将来、先生になる」とこれまでに聞いたことのない、親から見て原告 には似つかわしくないことを言われたため理由を聞いたところ、「先生になったら子供をぶてるから」とショッキングな発言をしたことに驚いて、「なぜそう思うか」と真意を問い質し、原告 から本件体罰の経過を聞いたのであった。

3 本件体罰の法的評価

(1) 本件体罰が一般的な意味での「暴力」であり、学校という閉鎖社会の外にある一般社会では、暴行罪（刑法208条）または傷害罪（同204条）にあたることは言うまでもなく、直ちに診察を受けて診断書を得れば、例えば、2日間の加療を要する程度の頬の張れやかすり傷であっても傷害罪として検挙されて罰金刑が課せられる可能性が高い行為である。被告 が小学2年生の児童に怒りに任せてビンタをした行為は、学校教育法11条が禁止する「体罰」の典型例であり、「懲戒」として許容されるかどうかを検討するまでもない。

(2) よって、被告 による本件体罰は、不法行為（民法709条）にあたり、被告 は勤務する小学校の教諭として職務を行う際に本件不法行為に及んだのであるから、被告 は民法709条により、被告 市は国家賠償法1条に基づき本件体罰による損害を賠償する責任がある。

4 本訴提起に至った経緯

(1) 原告 が本件体罰を受けた事実を両親に打ち明けた9月6日以降、原告

の両親（以下、「両親」という。）は、担任教員の 教諭（以下、「担任」という。）宛の連絡帳に、原告 の証言を基にして作成した別紙を添付して報告を行った。これを受けて担任は、「報告内容を校長に伝え、職員会議にかけて問題について討議をする」との報告を両親に行った。なお、両親は、担任への報告と併せて、学校及び教員から一切の謝罪、説明、弁解は不要である旨を伝えたためか定かではないが、その後、学校側から本件体罰について全く連絡はなく、両親は、原告 の様子と併せて被告 の様子を見るという姿勢で日々を過ごした。

- (2) ところが、被告 は、原告 がPTAの会合で学校を訪問した際に、原告 の顔を見て「また、クレームですか」と馴れ馴れしい言葉を吐き、さらには、原告 が担任にかけた電話に出た被告 は、「 先生いらっしゃいますか」との原告 の問い掛けに、「 先生って誰ですか」と原告 を愚弄する言動を行った。

前記のとおり被告 を始めとする学校側の姿勢を見ていた両親は、被告 の増長している様子を否応なく認めたことが、原告代理人に法律相談を行い、委任する直接の切っ掛けとなった。

- (3) 平成30年12月27日、原告は代理人を通じて、最初の通知書を被告 市長及び 小学校長（以下、「学校長」という。）宛てにそれぞれ送付したところ（甲1の1, 2）、平成31年1月11日付学校長回答書及び1月16日付被告 「回答書で、回答まで暫くの間猶予を求める回答を行った（甲2の1, 2）。

- (4) 学校長は、同年1月25日付回答書において、原告 を除いた関係者（被告 及び担任を含む9名の教員）にから聴取を行った結果を踏まえて、「体罰はなかった」との結論を述べた（甲3）。また、 市長は、学校長による回答を引用した上で、「体罰であるとの事実は確認できなかったと認識している」と述べる回答を行った（甲4）。

- (5) 前記学校長の回答を受けた原告代理人は、同年2月4日、学校長に対し、①学校長がその指揮監督を受ける立場にある関係者に対して行った聴取結果は、その性質上、信用性に欠ける、②密室状態で行われた体罰行為について証言を得ようとするのは無意味である、③被害者本人を除外して加害者である被告を始めた学校側関係者の証言だけで「体罰はなかった」との結論を原告及び両親に突きつけた責任は重いこと、さらに、そのような対応が原告をして不登校状況に追いやる危険性があることを指摘する回答を同日付で行った(甲5)。
- (6) 同じく市長の回答を受けた原告代理人は、2月7日、市長に対し、「本来、学校長の誤った行動を監督指導し、それを是正する責任を持つ立場にありながら、被害児童に二次被害を及ぼす(学校長の)違法行為に荷担する内容の回答を行った責任は、学校長とは異なった意味において重いことを認識すべし」との趣旨の回答を行った(甲6)。
- (7) 2月14日、学校長は、原告代理人による前記批判(被害者本人からの聴き取りをしないで結論を出したこと)を受けて、「それは、聴き取りをした場合の君に与えてしまう心理的な負担を考え、負担をかけたくないと配慮してのこと」と卑怯極まりない言い訳をした上で、「立会人、場所、方法について配慮すべき点をご教示頂きたい」旨の回答を行った(甲7)。
- (8) 2月20日、はぐらかしの姿勢を押し通そうとする学校長の態度に業を煮やした原告代理人は、5つの質問事項と共に、①学校長が行った調査が不公正なものであったことを認めること、②当初回答の「体罰はなかった」との結論を撤回することという要請からなる通知書を送付した(甲8)。
- (9) 3月1日、学校長は、5つの質問に対しては、回答の体をなしていない内容の回答を行うと共に、「不公正であったとは考えていない」と言いつつ、「ここまでの調査では事実を明らかにすることはできなかった(から)…再調査を行い事実を明らかにする必要がある」と回答を行った(甲9)。

市長も同日付で回答を行っているが（甲10）、内容に特筆すべきものはないので省略する。

（10）3月6日、原告代理人は、学校長の真意を引き出そうという意図のもと、再度、通知を行った。学校長は真摯に回答する意思がないものと判断すること、これらの質問に今後は回答を要しないこと、自らの回答に責任を持つべきことを告知した上で、①当初回答による「体罰ではなかった」との記載は学校長としてのなした結論ではないと理解してよいか、②同記載の趣旨について改めて述べるよう求める、③当初回答を撤回はしないが、最終判断をもって結論を示すとの趣旨であると理解してよいか、との質問を行った（甲11）。なお、本通知に対する回答が法的措置を回避する最後のチャンスであることを書き添えたことは言うまでもない。

（11）3月27日、学校長は原告代理人が敢えて3つの質問事項に集約したにも拘わらず、「質問事項は3点でしたが、あわせて回答させていただきます」と一纏めにした「はぐらかし」の極致というべき回答を行った（甲12）。

一例を挙げる。「全児童が安全で充実した学校生活を送れるよう環境を整えることが使命である」などと美辞麗句を並べ、「『意図的な』体罰と判断する事実が確認できなかった」と『意図的』体罰と『非意図的』体罰という二つの概念を持ち出すトリックを用い、さらに、「『事実を明らかにしたい』という思いは私も同様」「健全で安心できる教育の実現に努めて参ります」と国会でお馴染みの官僚型答弁で締めくくって終わっている。

（12）かくして、「最後のチャンス」を無にした学校長に対し、最後通告をなすこととなった。学校としての最終判断を行う立場にありながら、自ら書面で示した結論を「最終的な結論ではない」と言い張る学校長に対し、「体罰はなかった」との当初回答を学校長の最終判断と見做して警告どおり、法的措置を検討すると通告を行ったのである（甲13）。なお、学校長は、4月17日、改めて最終判断として、「体罰はなかった」との回答を行った（甲1

4)。

(13) 被告 は、平成31年4月1日付で、他の小学校に異動となり、教頭も被告 とは別の小学校に異動となったとの報告を受けている。

5 原告の損害

(1) 原告 は、被告 による暴行行為により多大な精神的苦痛を受け続けた。その慰謝料は少なくとも金200万円を下らない。

(2) 原告は、被告らに対し、訴訟を提起する他なく、弁護士に依頼せざるを得なかった。その費用は金20万円を下らない。

6 よって、請求の趣旨記載のとおり請求する。

(別紙) は省略